

## 令和6年12月市議会定例会

### 議案第145号、第154号について

#### ■条例議案 1件

- ・議案第145号  
「付属機関の設置に関する条例の一部改正について」・・・ 2頁

#### ■一般議案 1件

- ・議案第154号  
「損害賠償の額の決定及び和解について」・・・ 3頁

## 〈議案第145号〉 附属機関の設置に関する条例の一部改正について

### 1 概要

市長の諮問に応じ、水道事業、水道用水供給事業、工業用水道事業及び下水道事業の経営に関する事項について調査審議を行う「北九州市上下水道事業審議会」を設置するため、関係規定を改めるもの。

### 2 設置理由

令和3年3月に策定した北九州市上下水道事業中期経営計画 2025 は、計画期間が令和7年度末であるため、令和8年度から令和12年度を計画期間とする次期中期経営計画（以下「次期計画」という。）を策定する必要がある。

そのような中、人口減少や節水機器の普及に伴う収入の減少、物価高に伴う事業費等の高騰により、上下水道事業を取り巻く経営環境は非常に厳しくなっている。一方で、能登半島地震を契機として、上下水道施設一体となった強靱化が求められている。

そのため、次期計画の策定に当たり、事業計画や財政計画について、各分野の専門家の知見のほか、利用者など様々な立場の方々から幅広い意見をいただき、北九州市上下水道事業基本計画 2030 に掲げる理念や将来像の実現に向けて議論を進める必要があることから審議会を設置するものである。

なお、本審議会は常設とし、これまで北九州市上下水道事業検討会で実施してきた事業計画の進捗管理に関する意見聴取も本審議会にて行うこととする。

### 3 審議会の概要

附属機関の組織、所掌事務及び委員並びにその運営について必要な事項（下記事項）は、別途規則で定める。

- ①所掌事務：事業の経営に関する事項を調査審議する。
- ②組 織：審議会は14名以内で組織し、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が任命する。
- ③任 期：2年間
- ④会 長 等：委員の互選により、会長・副会長を各1人置く。
- ⑤会 議：審議会は会長が招集、審議会開催には委員の過半数が必要。  
議事は出席議員の過半数で決。（可否同数の場合は会長が決）
- ⑥関 係 者：関係者の出席を求め、意見・説明を聴くことが可能。
- ⑦庶 務：審議会の庶務は、上下水道局において処理する。
- ⑧委 任：当該規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

### 4 施行期日

公布の日から施行する

## ＜議案第154号＞損害賠償の額の決定及び和解について

令和6年6月1日、北九州市八幡西区 [REDACTED] に設置している下水道の取付管が閉塞したことにより、住宅の床下に汚水が溢れ、床や壁材、キッチン等の衛生器具などを汚損させた事故について、損害賠償の額を決定し、及び和解するにあたり、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議案として提出したものを。

### 1 相手方

北九州市八幡西区 [REDACTED]  
[REDACTED]

### 2 損害賠償の額

966万3,294円

※上下水道局が加入する（公社）日本下水道協会の下水道賠償保険により全額（免責1万円）補てん。

### 3 和解事項

- (1) 北九州市は、相手方に対し、本件事故の損害賠償金として金966万3,294円を支払うものとする。
- (2) 北九州市は、本和解成立の日から1箇月以内に、相手方の指定する金融機関の口座に損害賠償金を振り込んで支払う。
- (3) 北九州市及び相手方は、本件事故に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認するとともに、それぞれ相手に対して裁判上又は裁判外において、何らの請求及び異議申立てをしない。
- (4) 本和解の契約書の作成に関する費用は、北九州市の負担とする。

#### 4 事故の状況



#### 5 事故を受けての取組み状況について

今回の事故を受けて、同時期に整備した周辺地域の汚水枡約50ヶ所のコンクリート製蓋を全て鉄製の蓋に交換した。

また、上下水道事業中期経営計画に基づき、年間約110kmのペースで実施する下水道管の点検調査に併せて、汚水枡蓋の劣化状況を確認し、必要に応じて蓋の取替えを行う。